

平成26年1月31日（金）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第3回意匠制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成26年1月31日（金） 10時00分から11時10分
2. 場 所： 特許庁庁舎16階 特別会議室
3. 出席委員： 大淵委員長、浅見委員、小栗様（石井委員代理）、大下委員、古城委員、
下川委員、高野委員、高部委員、永田委員、橋田委員、林千晶委員、
林美和委員、平野委員、増田委員、水谷委員、和田委員
4. 議事次第： 開会
創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について
（報告書案）
閉会

開 会

○大淵委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第3回意匠制度小委員会を開催いたします。本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は茶園委員が所用のために御欠席と伺っております。また石井委員も御欠席ですが、一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会意匠分科会分科会長の小栗武己様が代理で出席予定ですが、電車事故で遅れていらっしゃいます。また、下川委員は所用で中座されると伺っております。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は本小委員会の報告書について、その取りまとめでございます。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○山田制度審議室長 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに、まず資料1としまして、「報告書案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」、それから資料2として報告書(案)本体、それから参考資料として「報告書案に寄せられた各御意見」ということで、個人情報等を抜いた形で生の御意見も御用意させていただいております。以上3点でございます。不足等ございませんでしょうか。

それからもう一点お願いがございます。御発言をなさる際にはお手元のマイクのスイッチを入れて、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について (報告書案)

○大淵委員長 それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

本日は本小委員会の報告書の取りまとめでございます。報告書案は前回の審議結果を踏まえて今月25日まで約1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。本日はパブ

リックコメントを通じて御提出いただいた御意見について、これまでの本小委員会での議論を踏まえ、事務局において考え方を整理しておりますので、委員の皆様におかれましては、それらを踏まえまして報告書を取りまとめるべく御審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、御説明いたします。皆様方、お手元の資料1を御覧になっていただければと思います。資料1につきましてはパブリックコメントを通じていただいた御意見とその考え方を取りまとめたものでございます。「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」を御説明いたします。

まず産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書案に対しましてパブリックコメントの手続を実施いたしまして、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間に報告書案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のようになってございます。2枚目からでございます。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約しております。今回、御意見を寄せていただきました方々には厚く御礼を申し上げます。

平成25年12月26日木曜日から平成26年1月25日土曜日までパブリックコメントの手続をさせていただきました。意見の募集の結果といたしましては、意見の提出数は18件でございます。内訳といたしましては団体11件、企業3件、個人4件でございます。

まずは、ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応に対する御意見と考え方でございます。

まず1枚目のI-(1)のところでございますが、これにつきましては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に早急に加入すべき、ロカルノ協定に早急に加入すべきという御意見を9件いただいております。さらには、両協定の加入に向けた主な論点の対応の方向性について賛成するという御意見を2件いただいております。

ここからは各論に入らせていただきます。複数意匠一括出願制度というところについてでございますが、こちらについても、複数意匠一括出願を認めることについて、国際調和の観点から、利便性からすれば必要であると御賛同いただいた意見、これが5件ございました。

次のページに行ってくださいまして2枚目でございます。こちらにつきましては、日本を指定する国際出願の複数意匠一括出願を認めた場合の手續の負担、それから庁側の負担ということをお懸念された御意見でございます。こちらにつきましては、我々といたしまして出願人に過度の費用負担、管理負担が発生しないような制度設計が可能かどうかの検討を含め、頂いた御意見は、適切な意匠制度及びその運用に係る今後の検討の参考とさせていただきますとさせていただきますと考えてございます。

あわせて、8番につきましては、審査の遅れをお懸念されての御意見でございます。出願は複数意匠一括でございますので、その中の一部のみに拒絶理由が存在する場合、出願全体の処分が遅れないように、対応につき引き続き検討いただきたいという御意見でございます。こちらにつきましても御指摘のような問題が生じないように、登録査定がされた意匠から順次迅速に意匠権を付与することを可能とすることが適切と考えております。

続きましては、公表の延期でございます。こちらにつきましては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した際、最長である30か月を容認することが適当であるという御意見を6件いただきました。続きまして、公表後に金銭的な請求権を容認することが適当であるという御意見も5件いただいております。

それから13番をお紹介したいと思います。金銭的請求権を制度として導入するのであれば、我が国における設定の登録があった後でなければ行使できないとすることに加えまして、我が国での公表後か、国際公表を提示して警告することを条件にするなど、我が国の企業が無用の争いにならないための制度設計を検討することを要望いたしますというところでございます。こちらにつきましても、国際公表後に第三者がその意匠を実施した場合に、その意匠を実施した者に対する金銭的な請求権を認めることが適当であると考えられます。金銭的請求権につきましては、設定の登録の後でなければ行使できないとすることが適当であると考えております。

3ページ目にお移りいただきたいと思っております。新規性の喪失の例外の適用についてでございます。こちらにつきましては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠出願について、新規性喪失の例外規定の適用を認めることに賛成であるという御意見を5件いただきました。

15番をお覧になっていただきたいのですが、新規性喪失の例外適用の申請が可能な期間の延長、それから、手續及び書類提出の簡素化に関して、同様の制度を有する諸外国と

比較して出願人がメリットを享受できるように検討すべきという御意見をいただいております。こちらにつきましては、御指摘を踏まえまして、手続の簡素化、合理化に向けて今後とも取り組んでいきたいと思っております。

続きましては、関連意匠制度でございます。我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願及び国内の出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間に関連意匠の出願を認めることに賛成するという御意見を4件いただいております。

続きまして、4ページ目に移っていただきたいと思っております。19番目のところにつきましては、国際公表の繰延べ請求をした国際出願につきましても、繰延べ請求をしない出願と同様に、国際公表が行われる国際登録から6か月以内に限り、関連意匠出願を認める取扱いを要望するという御意見もございました。こちらにつきましては、協定の第14条の(1)におきまして、意匠の国際登録の効果といたしまして、各国に対してなされた正規の出願と同等の効果を有する旨の規定がございます。これに従いまして、我が国としましては国際公表の日の前までを認めることが適切であると考えてございます。

併せて20番目でございますが、諸外国にはまだ関連意匠制度がないような国もございしますので、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の加入に際しまして、諸外国に関連意匠制度の採用を働きかけることを要望するという御意見がございました。こちらにつきましては、関連意匠制度をはじめとする我が国の意匠制度について諸外国への周知を図る、それから制度の利便性について御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次は、部分意匠制度でございます。こちらも我が国を指定締約国とする国際出願について部分意匠の出願を認めるべきという御意見を3件いただいております。

23番を御覧になっていただきたいのですが、先ほどの関連意匠制度と同様に部分意匠制度を採用していない国、諸外国に対しまして部分意匠制度の採用を働きかけることを要望するという御意見をいただいております。こちらも、先ほどと同様に我が国の意匠制度について諸外国への周知を図る、それから部分意匠制度の利便性について御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、5ページ目に移っていただきたいと思っております。図面の提出要件の緩和でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した際に図面等の提出要件に我が国と違いがございまして、それに対応するため、図面等の提出要件の緩和を検討する際には、各国のものを見られた方だと思っておりますが、権利内容が不明確なものにならないように努めるべきである、そうした場合には我が国の意匠登録を認めるべきではないという御意見を多数いただ

いております。これにつきましては、国際調和を念頭に置きまして、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定に係る審査基準について、ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討していきたいと思っております。

25番を御覧になっていただきたいと思っております。国によって要件が違うのですが、意匠の要部が特定されていれば認められるような国もございます。こうした国のように図面の要件を変更してはどうかという御意見もございました。こちらにつきましても、国際調和を念頭に置いて、ユーザーにとって負担が少なく、権利内容が明確になるというところで、我々としては、ワーキンググループにおいて引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

27番でございます。図面提出要件とあわせまして、補正に関する点でも弾力的に認める方向で検討することを要望するという御意見がございました。こちらにつきましても、あわせましてワーキンググループの中できちんと議論していきたいと思っております。

6ページ目に移っていただきたいと思っております。こちらは組物についてでございます。組物の意匠の問題につきましては、ロカルノ協定に加入して整合すべきという御意見をいただいております。我が国で認められます組物の意匠が国際出願において適切に取り扱われるよう、国際事務局、関係諸国に引き続き働きかけていきたいと考えてございます。

秘密意匠制度についてでございます。32番でございますが、我が国を指定締約国とする国際出願について、秘密意匠の適用を認めないことに賛成するという御意見を4件いただいております。

続きまして、公報の発行、原簿の管理についてでございます。こちら、公報の発行、原簿の管理について、報告書の対応内容に賛同するという御意見を3件いただいております。

あわせまして、35番を少し御紹介いたしますと、国際登録に基づく意匠権に関しまして、国内の意匠原簿による管理や意匠公報を発行することは適切である。原簿、それから公報に記載する言語を英語とするということも、翻訳等によって意匠の権利範囲に影響が生じることを避ける観点からも是認できるという御意見をいただいております。

続きましては、7ページ目に移っていただきたいと思っております。7ページ目は国際出願時における手数料の納付形式でございます。納付形式につきましては、おおむね御賛同いただいております。今回、我が国を指定締約国とする国際出願、これが我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還するという措置を採って、一

括納付を採用するという事に賛同するという御意見をいただいております。この際に、制度の利用者及び庁に負担にならないよう配慮しつつ対応を進めるべきというような御意見を多数いただいております。具体的な返還内容につきましては、他の制度との整合性を考慮いたしまして、引き続き検討を行っていきたいと思います。あわせて、返還の手続の機会、これらを周知すること、それから制度利用ユーザーへの周知を徹底することに加えまして、可能な限り簡素な手続になるよう配慮していきたいと考えてございます。

8 ページ目に移っていただきまして、国際出願における自己指定の容認についてでございます。まずは、ユーザーのメリットが期待できるということから、国際出願における自己指定を認めることに賛同するという御意見を5件いただいております。一方、審査の遅延を回避する、それから協定加入時のユーザーの混乱を回避する、外交会議で日本から提案した事項であるということも加えまして、自己指定の留保の宣言をすべきではないかという御意見を3団体からいただいております。こちらにつきましては、ユーザーに対して国際出願に対する手続、留意点を周知徹底することを前提といたしまして、出願人の選択の幅を確保すること、それからハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリットを享受できるようにするという観点から、自己指定を認めることが適当であると我々は考えてございます。

続きましては、特許庁を通じた国際出願の受付でございます。こちらにつきましては、特許庁を通じた国際出願を受け付けることが適当であるということの御意見を多数いただいております。あわせて、特許庁を通じた国際出願に関する特許庁における手続の内容につきましては、弁理士の専権業務とすることが妥当であるという御意見を2件いただいております。

続きましては、国際意匠分類と日本意匠分類についてでございます。こちらにつきましても当面の間、国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくこと、引き続き、これらの整備・充実に努めてまいるとの報告書の内容について多く御賛同をいただいております。

9 ページに移っていただきまして、その他の事項でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定の加入に向けた検討を進めることに異論はないというところは御意見をいただいているところではございますが、早期加入に関しては、少なくともデジタルコンテンツ産業に係る企業からは、そうした早期加入を要望する声はなく、産業界全体の要望とは言えないということから、報告書の内容として一部の企業から早期加入を要望する声があるというふうに改めるべきできないかという御意見をいただいております。こちらにつきまして

は、一般社団法人日本経済団体連合会をはじめとしまして、各団体の皆様方からハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への早期加入を要望する御意見を多数いただいておりますので、こちらは改めないでいきたいと考えております。

続きまして、10ページ目に移っていただきたいと思います。ここから先は私どもの運用に関わる場所の御要望でございます。例えば56番でございますが、国際出願に係る審査を経て拒絶通報を発行する際の手当てでございますが、拒絶通報に対する的確な対応のため、拒絶理由に翻訳文を添付するように要望するという御意見がございます。こうした御意見を踏まえまして、拒絶理由に翻訳文を添付する可能性について、具体的な運用等を検討してまいりたいと思っております。

57、58番が非常に似ているのでございますが、現在の我が国の意匠審査は一次審査結果までの期間というのは出願後、6か月から7か月と短いということがございます。かつ新規性、創作非容易性、先願類否等のいずれの審査結果も妥当性が高いと認識しており、これ以上の審査期間の短縮は要望しないという御意見でございます。

58番の方は、あわせまして審査の開始時期を繰り上げる、若しくは繰り延べできるような柔軟な意匠審査の応時性対応については、ハーグ協定ジュネーブ改正協定、それからロカルノ協定への加入に併せて検討すべきではないかとの御意見をいただいております。こちらにつきましては制度ユーザーのニーズを踏まえまして、今後も適時適切な審査、それから審査の開始時期の適切な在り方について検討していきたいと考えてございます。

最後に61番を御覧下さい。ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した際の日本の意匠審査の運用を検討するに当たっては、意匠審査基準ワーキンググループを設置しまして、意匠の実務家を多く委員とすることを要望しますというような御意見をいただいております。こちらにつきましては、産業界、それから実務家の参画を得つつ審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○山田制度審議室長 引き続きまして、画像デザインの保護拡充について御説明をいたします。11ページからでございます。

62番、63番、64番、65番と総論的なコメントでございます。62番が賛成の御意見、63番が反対の御意見、64番は拡充を基本的には支持いただいている御意見、65番は拡充に懸念を示している御意見ということでございます。

これに対するお答えぶりですけれども、報告書の最後の「今後の検討の在り方」というところと同じ表現ぶりになってしまっておりますが、読み上げさせていただきますと、今

後、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うということで、一つ目のポツがイメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成27年中のサービス導入を目指します。ユーザーからの評価を踏まえ、随時改善を図ります。2番目のポツが、これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみならず、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行います。3番目のポツが、この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方についてさらなる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。その次でございますけれども、以上の対応の状況、それからユーザーニーズ、国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的にはクリアランスツールの精度を高めることを大前提に、報告書に書かれた検討課題を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討しますということであらうかと思っております。

12ページにまいります。66番から68番はコンテンツ等の取扱いのコメントでございます。66番が映画、写真、その他映像素材、ゲーム等のコンテンツ等の取扱いは慎重な検討をしてほしいということ、67番はDVDビデオやブルーレイのチャプター選択や言語設定・字幕設定等のメニュー画面の取扱い、68番は音楽配信及び電子書籍配信についての取扱いでございます。お答えですけれども、映画、写真、その他の映像素材、ゲーム、音楽、電子書籍等のコンテンツの全部又は一部については、意匠法2条2項に規定する「物品の操作の用に供される画像」には通常当たらないものと考えます。その点を踏まえ、引き続き慎重に検討してまいりますと書いてございます。

それから69番でございます。アプリのデザイン変更のスピード感にかんがみると、画像デザインは意匠制度による保護になじまないということでございますが、こちらについては報告書案の31ページにも書いてございますけれども、実態にかんがみ、迅速に権利を付与することについて検討いたしますということでございます。

70番が意匠法によって保護すべき必要が高いという御意見、71番は意匠法以外の法

律によって保護することも視野に入れた検討を要望するというごさいます、報告書案の22ページに書いてごさいます、意匠法による保護に加え、その他の法律によって保護することも視野に入れ、検討を進めてまいりますというごさいます。

13ページからは、各制度案についてのコメントでごさいます。13ページは、A案についてのコメント、72番、73番が賛成という立場からの御意見でございまして、73番は最終的にはプログラムの機能ごとに区分することなくというごさいます、A案を少し踏み越えた立場の御意見でございまして。

74番から77番は懸念を示されている御意見と理解しておりますが、お答えとしては、先ほどの今後の検討の在り方という報告書の一番後の部分でお示ししたとおりのお答えぶりとなってしまいます。もう一度読み上げることは差し控えさせていただきます。

14ページにまいります。こちらはB案についてのコメントでごさいます。78番、一つ飛んで80番、81番はいずれもB案に懸念を示す御意見だろうと思ひます。80番は権利が広くなりすぎるといふこと、それから81番はのみ品の該当性が不透明になるという御意見でございまして。79番は物品性の要件を維持することについての御支持する御意見でございまして。こちらもお答えは先ほどの「今後の検討の在り方」といふ報告書の答えぶりと同じと考えております。

15ページにまいりましてB-1案、これは物品に着目して、登録して権利の実効性を高めるために法律改正をするという案がB-1案でございましてけれども、82番には基本的に御支持する意見、83番、84番は懸念する御意見というごさいます。お答えぶりは先のとおりでございまして。

16ページにまいりまして、こちらはB-2案、物品ごとに権利化をして、法律的な手当ては行わないという案でございまして。85番は、B-2案に賛成の御意見でございまして。86番は、そういう意義があるとは思えないという反対の立場の御意見、87番は、当面の弥縫（びほう）策としては是認せざるを得ないが、最終的な解決策としては採用の余地はないという御意見、88番は、やはり懸念を示す御意見というごさいます。お答えぶりは、先のとおりでございまして。

17ページ、C案でございまして。89番が考慮に値するといふ御評価をいただいている御意見、90番、91番は反対の立場からの御意見でございましてけれども、お答えぶりとしては、やはり先のとおりというごさいます。

それから18ページにまいります。これは今後の検討の進め方についての具体的なコメ

ントでございます。92番が画像デザインの市場の流通の実態について広くユーザーの声を拾い、具体的な活用事例を更に検討すべきという御意見でございます。お答えといたしましては、意匠審査基準ワーキンググループにおいて広くユーザーの声を聞きながら、具体的な事例について検討をしたいということでございます。

93番は、検討のスピードを速めることはあっても遅くすることはあってはならないということで、引き続き意匠制度小委員会での検討をということでございます。ワーキンググループにおいて検討した結果はこの小委員会に報告するとともに、この小委員会で保護の在り方についてさらなる検討を行うということでございます。

94番も、基本的にはこの報告書の内容を御支持する御意見と理解しております。

95番は、産業界に対する影響をヒアリング等によって十分確認し、慎重な検討を行うとともに、ソーシャルゲーム業界についても特段の配慮を要望するという御意見でございます。こちらについては、ワーキンググループの委員の選任に当たっては関係する産業界や専門家からも広く参画を得ることとし、ユーザーの意見を広く聴取しつつ検討を進めてまいります。

96番は、脚注の22というところに「クリアランス負担に対する懸念が完全に解消されれば画像そのものを保護する制度を採ることができる」とあるけれども、あたかもクリアランス負担だけが解決すれば直ちに問題がないということはいきなりではないかということで、そもそも我が国意匠制度の在り方や、「実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈の明確化」とも密接に関わってくる点に御留意いただきたいということでございます。この点につきましては報告書案の中でも書いているわけですが、クリアランス負担の軽減の観点のみならず、過失推定等の実施・侵害行為に関連する規定の解釈の明確化の観点を含め、制度の在り方を検討してまいります。

19ページでございます。97番が登録要件についての判断基準を明確化すべきだという御意見でございますけれども、まさにそれをやるのが意匠審査基準ワーキンググループだということでございます。

98番でございます。これは、解釈の大きな変更を、審査基準の改訂で行うことは妥当ではない。法改正により保護の拡充を図ることについて検討すべきであるという御意見でございますが、こちらについては審査基準ワーキンググループにおいて検討を行い、その検討結果は当小委員会に報告するとともに、当小委員会で画像デザインを保護する制度の在り方について更なる検討を行うということでございます。

99番、これは司法が異なる判断をする可能性も考えられ、それはリスクだという御意見でございます。これはおっしゃるとおりなのでございますけれども、私どもといたしましては、産業界や有識者等との議論を踏まえつつ、意匠法を所管する行政庁として特許庁の考えを率先してお示しすることは意義のあることだと考えております。

それから100番がワーキンググループ等において、デジタルコンテンツの配信事業者等の関連産業団体の代表者や専門家の意見を十分反映した検討をするべきであるということ、それから101番はワーキンググループへの知財高裁の判事の参画も検討していただきたいというメンバーについての御意見でございます。ワーキンググループの委員の選任に当たっては、関係する産業界や専門家からも広く参画を得てユーザーの意見を広く聴取することといたしたいと思っております。

20ページでございます。クリアランスツールについてのコメント、102番でございます。これはクリアランスツール構築等のクリアランス負担を軽減する有効な施策を導入するべきであるということでございますので、これは直ちに着手するというところでございます。

103番は、クリアランスツール導入の検討を進めるに当たっては、意見交換やツールのトライアル期間を適宜設けていただき、簡潔な手段で、かつゆらぎのない検索が可能なものの提供を希望するというところでございまして、これは報告書の31ページにも書いてございますけれども、ユーザーからの評価を踏まえ、随時改善を図るということだろうと思っております。

104番は、この報告書を御支持する御意見だと思っております。105番でございます。その後段でございますけれども、意匠公報だけでなく、審査用に収集している公知資料も含めた検索や公開の検討もお願いしたいということでございます。こちらは報告書案30ページの脚注21にも書いてございますけれども、公知資料の公開についても引き続き文化庁と相談しつつ、採り得る対応を行っていくということでございます。

21ページ、実施・侵害行為等の関連規定の解釈でございます。106番が産業界や関係団体や有識者が参画してオープンに議論する場を設けるべきという御意見、107番は登録要件だけではなくて、権利の範囲や何をすれば権利侵害となるのかななどを明確化することが必要だということで、速やかにそういう検討を開始しなさいということ、それから2番目が産業界の意見を広く聴取し、その意見を反映させること。3番は、随時意匠制度小委員会に報告して審議対象とすることを要望するというところでございます。こちらにつ

いては意匠法における過失推定等の実施・侵害行為と関連規定の適切な解釈の在り方については、これはワーキンググループということではなくて、この当小委員会において検討を進めてまいるということでございます。

それから108番は、送信元のサーバの設置場所が海外にある場合にはどうなるのかということでございます。これは国境を越える取引等の問題についてはほかの法令との整合性を踏まえつつ、今後検討していくということだと思います。

109番、楽天チュッパチャプス控訴審判決や各種の著作権の間接侵害と呼ばれる事案において、法律の文言を超えてサービス事業者の責任が認められる可能性の判断が出されているということについての懸念でございます。こちらについては、需要者や提供者が新たな情報通信技術によるサービスの利益を最大限享受できる制度を目指して検討してまいります。

最後のページ、22ページでございます。110番が画像デザインの保護期間を通常の意匠に比べて短い期間とするべきという御意見、111番は、画像デザインを著作物として捉えるべきという御意見、112番は、米国法の考え方に倣って、物品は具体的かつ固定的な存在ではないと考えるべきという御意見でございますが、いずれも今後の検討の参考にさせていただきたいと思っております。

113番でございます。願書記載の物品の名称に「物品の操作の用に供する画像」、例えば「携帯情報機器の操作の用に供する画像」、そういう物品の名称を認めるべきという御意見でございます。願書記載の物品の名称としてどのような記載を認めるかについては、今後検討していくということでございます。

114番でございます。審査過程において意匠区分を付与するときには一の国際意匠分類及び／又は複数の日本意匠分類の付与を認めるべきという御意見でございます。国際出願に対する分類付与の在り方については、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ検討してまいります。

115番は、画像のロゴに関して、これは意匠法なのか商標なのかわかりにくいという御意見でございます。こちらにつきましては、意匠法、それから商標法、それぞれの保護対象、保護の要件に該当する場合はその法律により保護されるということでございます。

116番は、これは最後の報告書にありますところの「中長期」という表現がどの程度のスパンかということでございます。これについては、前回のこの小委員会でも御議論があったところでございますけれども、クリアランスツールの精度の向上と併せて検討すること

としておりますし、併せてユーザーニーズや国際整合性の観点も踏まえて具体的な検討期間を明らかにするべく努めてまいりますということでございます。

以上でございます。

以上がパブリックコメントを通じていただいた主な御意見とそれに対する考え方でございます。これを受けまして、事務局で検討いたしましたところ、資料2の報告案自体の修正に至る御意見はございませんでした。以上でございます。

○大淵委員長 丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは、報告書案について、パブリックコメントを通じて多数の御意見をいただいたところでありますけれども、事務局から今御説明がありましたとおり、御意見を踏まえた報告書案の修正はございませんでした。

それでは、ただいまの事務局の御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。御自由に御意見をお願いいたします。

永田委員、どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。よろしく申し上げます。

資料1の項番106、107、実施・侵害行為等の関連規定の解釈について確認をさせていただきます。この規定の解釈は重要ということで、例えばオープンな場で議論すべきという意見が出た上で、事務局の考え方は、「解釈の在り方については、当小委員会において検討を進めてまいります」という書き方になっています。この部分の確認をしたいのですが、前回の小委員会のときにこの解釈論の部分というのは、あれやこれやここで議論するようなものではないということで、特許庁の方である程度中でまとめてこうですよということを示すというレベルにとどめますという話を伺っていました。それとこれとはニュアンスが違うようにも見えるし、何か変わったのか変わっていないのかというところをお話しいただけますか。

○山田制度審議室長 すみません、前回の御説明の繰り返しになってしまいますけれども、基本的に法律の解釈論について事務局がまず考えをまとめて、ここの小委員会の場でお示しをしたいと思います。そこでお示しをして、皆様方からこれでは不都合があるとかいろいろ御意見をいただくこともあろうかと思っております。それについてはもちろん参考にさせていただくということはあると思いますが、そこでこの解釈はけしからぬからだめだとか、そういうおしくらまんじゅうによって解釈自体が変わるとか、そういうようなことは、これは物事の性質上、余り想定されないのではないかというふうには思っております。です

ので、皆様方の御意見をよく聞くということはやらせていただきたいと思ひますし、もちろん皆様方から反発を受けるようなことはなるべく避けたいというふうには事務局としても思っているわけでございます。

○永田委員 ということは、変わっていないということなのですね。

○山田制度審議室長 御理解のとおりだと思います。

○永田委員 その意味では、この資料1の項番107、106のところに書かれている考え方の部分の「当小委員会において検討を進めてまいります」ということですが、当小委員会で報告しますというレベルでしかないということですね。検討すると言っても、例えば委員が出てきて議論をするということではないということですね。

○山田制度審議室長 議論は大いにさせていただいて結構だと思いますが、その議論によって何かおしくまんじゅうのように結論が変わるという性質のものではないということをお理解いただければと思います。

○下川委員 よろしいですか。

○大淵委員長 お願いします。

○下川委員 66番から68番にかけてなのですけども、電子書籍とかゲームとか、その本編についてこの新しい意匠法で保護しないという考え方はすごく理解できるのですが、恐らくその初期画面のようなもの、極めて高度な、あるいは高い付加価値のついた操作が生じるような画面についてもこれは保護をしないという考え方なのでしょうか。それを確認したいのですけれども。

○山田制度審議室長 そちらにつきましては、今後検討していくということだろうと思ひます。

○下川委員 是非よろしくお願いします。

○大淵委員長 どうぞ。

○和田委員 J E I T Aの和田と申します。我々から提出いたしました意見に対しまして御回答いただきまして、ありがとうございます。2点ほどお願いと、あと1点質問がございます。

お願いの方ですけども、1点目が、審査基準ワーキンググループで検討されました審査基準の解釈に関しまして周知徹底を是非していただきたいと思ひますが、御回答の中にその旨の記載がなかったので改めてお願いいたします。

2点目が、実施・侵害行為等の関連規定の解釈につきまして、検討の開始時期に関しま

しても御回答の中に明記がありませんでしたが、画像デザインの保護を拡大される前に明確化をしていただきたいと思いますので、早急に検討の開始をしていただきたいと思います。以上2点がお願いです。

もう一点質問なのですが、時期的な問題で審査基準が改訂される時期とイメージマッチング技術を用いたサーチツールの利用が開始される時期が前後するのか、そのあたりのことを御教示いただけますでしょうか。

○山田制度審議室長 まず、審査基準を改定した場合は周知徹底を図るというのはもちろんだと思います。私どもとしては、何とか審査基準の改訂を周知徹底できる、それが許されるような状況にいち早く持っていきたいと思っております。それから、実施や侵害の解釈についての検討の開始時期はもちろん画像デザインの保護拡充の開始の前には当然やるということだろうと思います。それから3番目が審査基準と何の前後でしたでしょうか。

○和田委員 イメージマッチング技術を用いたサーチツールです。

○山田制度審議室長 はい。そちらにつきましても、恐らく審査基準の改訂案をお示するタイミングの前後は、今手元に答えを持ち合わせませんが、少なくとも審査基準が施行される時期はイメージマッチング技術の提供された後というのは間違いなからうかと思えます。

以上でございます。

○和田委員 ありがとうございます。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

項番で行きますと98番、法改正は行わずに意匠審査基準の改訂で保護対象拡充を図っていくという方針の話、幾つか議論があります中で、ここで改めて法改正により保護の拡充を図る必要があるではないかという意見が幾つか出ているのを見ました。それに対する考え方としては、ワーキンググループにおいてユーザーの意見を広く聴取しつつ検討をし、その上で当小委員会で更なる検討という話になっていると読みました。本当に法改正が不要なのかというところについてはまだどうも釈然としないというところがありまして、ここにワーキンググループでユーザーの意見を広く聴取するとあるのですが、ワーキンググループでどういうふうにユーザーの意見を広く聴取するのだろうかというのが一つと、あと聴取したからといって、公正に、きちんとオープンな場で議論して納得のいくようなプロセスがきちんと踏まれるのかなというところはやや懸念をしております。このあたりを

もう少し、法改正はしなくてもいいのだという、例えば今の体制でこう、きちんとした釈明をしていただきたいと思います。

○山田制度審議室長 すみません、お尋ねが、広く御意見を募るというお話と、法改正をしないということの釈明というのは、それはバラバラのことと理解してよろしいですか。

○永田委員 はい。

○山田制度審議室長 それからもう一点、ワーキングでの意見の聴取のやり方と、それからもう一つすみません、おっしゃったのは、それでよろしゅうございますか。

○永田委員 いいです。

○山田制度審議室長 ワーキングの話は、すみません、山田意匠制度企画室長から後でお答えいただきたいと思います。

法改正をしないことの説明ということでございますけれども、これはこの報告書の「今後の検討の在り方」というところの表現にまさに尽きているというふうに思っております。まずは意匠審査基準ワーキンググループで登録要件等について検討して、それが当小委員会に報告が上がってきて、その際に解釈を明確化するということも合わせてやるということと、そういった対応の状況やユーザーニーズや国際整合性の観点を踏まえて中長期的には制度の在り方を引き続き当小委員会で検討するというところでございます。そういう意味では、前段の方の検討も後段の方の検討もこの当小委員会にボールがあるということでございますので、そのときどき、もしかすると今後時間がたっていく中で時代とか社会状況とか、そういったことが激変する可能性ももちろんあるわけでございますので、その時点、その時点でまさに私どもこの小委員会の場で決めていくということだろうと思えます。ですので、何か今後この議論はこの場ではしないとか、そういったことではないかと思っております。

○山田意匠制度企画室長 それでは、ワーキンググループの方のお話を少しします。ワーキンググループにつきましては、意匠審査基準を整備していくことが大命題でございますので、こちらは、新規性や創作性、それから工業上の利用可能性といった登録要件、これについてきちんと議論していきたいと思っております。これに当たりましては、実務家、それから法律家、産業界の皆様方も広く賛同を募って御議論いただきたいというふうに考えています。またワーキンググループの結果、内容につきましては関係業界の方々に我々の方から努めて周知、それから御説明に上がりたいと思っております。その上で御意見をいただきつつ、議論の結果、更にまた次のワーキンググループに反映するというような体制

で物事を進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、ユーザーの皆様方から御意見を多数いただきつつ議論は続けていきたいと考えております。

○永田委員 そのワーキンググループの中で議論する話は主に登録要件といった部分が中心になるのは理解していますが、さきほどの和田委員からの指摘であったように、解釈の明確化というのは結構早急に必要で、それがあって初めて保護対象拡充の話ができるという話があったので、その順番関係はワーキングの中の検討の順番とちゃんと整合していますかということを確認だけさせてください。

○山田制度審議室長 何回も同じ答えになって申し訳ないのですがけれども、報告書の案で今後の検討の在り方ということで書いておきまして、まず審査基準ワーキンググループで具体的な検討、その検討結果について当小委員会が報告を受けて今後の制度の在り方についてさらなる検討を行うこととし、それと併せて解釈の明確化や各種行為の取扱いを整理すべく検討を行うということをごさしまして、この順番ということをごさします。

○永田委員 この順番だと、解釈の明確化は後になるということですか。

○山田制度審議室長 解釈の明確化というのは当小委員会において検討されることだということをごさしまして、それは同時でございます。それに合わせというのは同じタイミングでと理解いただければと思います。

○中尾総務部長 大淵先生、よろしいですか。

○大淵委員長 どうぞ。

○中尾総務部長 少し補足的にお答え申し上げます。まず、審査基準ワーキンググループでの検討がどういう位置付けなのか、それに、広く寄せられるいろいろな意見をきちんと反映させるというプロセスは大丈夫なのかという御指摘が根本論としてございました。意匠だけではございませんで、特許であれ何であれ、特許庁において、審査基準というものは非常に重要なものであり、ありとあらゆる出願人の方に公平に同じ審査判断をしなければいけないということで、ワーキンググループとは申しましても、しっかりと公開で、パブリックコメントもいただきながら議論を進めております。そういう意味では、意匠のワーキンググループにおいても、同じようにしっかりとこれは重いものを議論するのだという問題意識で、できるだけ多くの方に御参画、議論を取り込めるようにやっていきたいということをごさ申し上げます。

それから、項番107に書いておりますような過失推定、それから間接侵害、部分意匠の権利範囲、利用関係、クラウド、具体的な行為の「実施」というような論点がございま

す。永田委員の御指摘は恐らく、例えばこの2条2項のいうところの画像で何を保護するかしないかということの範囲の広い、狭いは、これらの項目についてどういう理解をするのかということによって変わってき得るのではないかとということかと存じます。そういう意味では、議論の順番はともかくとしても、少なくとも一体的なものとして議論していかない限り、先に保護の実体的な範囲だけが定まっているという不整合が生ずるのではないかとという御指摘だと理解をしております、まさに御指摘のとおりだと思います。

一方で、審査基準のワーキンググループ自体のミッションは審査基準でございまして、法的な、制度的な論点をすべて審査基準ワーキンググループに負わすということでは必ずしもなく、むしろこの小委員会があるということとの関係でも適切な役割分担ではないかなと思います。あくまでも審査基準ワーキンググループでは、審査基準を考える過程で、こういう法律的な論点についてどういう解決をするのかということは、当然念頭に置いて議論させていただき、最終的には、法律的な論点は恐らく大淵先生をはじめとしたこの小委員会で皆様方にこういうことで考えているのだということをお披露申し上げて、それでいいかどうかということを確認させていただいた上で初めて、それで話が完結するという前後的な順番を両山田が申し上げたのだと思います。そういう意味では、繰り返しになりますけれども、審査基準ワーキンググループで議論していく際には、項番107番で掲げられた論点は同時に私どもの中でしっかり議論させていただき、かつそれは、審査基準ワーキンググループで閉じずに、この小委員会に御報告させていただくという段取りになるうと思っております。

○永田委員 おおむね了解しました。懸念点としては、何度も繰り返しになって恐縮ですが、各種の実施・侵害関連規定の解釈という部分が非常に気になっています。その中で本来、やはりワーキンググループの方は審査基準を考えるところなので、実施・侵害行為を議論する場ではないというのも理解していますので、そうなってくるとやはりオープンな場で議論するということは実施・侵害関連規定というのはなかなか機会が取れないのだらうなという懸念はあります。意匠小委員会の方で検討には上げると言っていたものの、議論は実質難しいというのはおっしゃったばかりなので、そこはまだ非常に懸念が残っているということをお伝えします。実質的な議論自体は、素材としてはワーキンググループの中でそういった事例が挙がってくるでしょうから、そこである程度材料を収集しつつ考慮いただくというのがいいのかなとは思いますが、正直、私自身がワーキンググループに入っているわけではないのでどうなるかわかりません。ここは本当に御配慮い

ただきたくお願いいたします。

○大淵委員長 どうぞ。

○林美和委員 日本弁理士会の林です。よろしくお願いいたします。今少しお話しされていた画像の保護拡充に関する部分なのですが、念のための確認と弁理士会から出させていただいた意見に関しての補足をさせていただきます。

私どもから出させていただいた意見の多くについて引き続き御検討いただけるというお話と、参酌していただけるという御回答をいただきまして、まずはありがとうございました。特に画像の部分に関しましては、保護拡充をするということに関して日本弁理士会は賛成という立場であることは改めてここで確認させていただきます。ただし、今回、案を幾つか拝見させていただいた中で、審査基準の方で対応するような案もございまして、こちらに関してはやはり権利行使の場面ですとか、もともとの2条2項の立法趣旨等を考えますと、そういったところでの対応は不適切かなというのが当会の意見でございます。ですので、今のお話ですとワーキンググループで引き続きいろいろな細かいことは検討していくというお話ではありましたが、当会としてはやはり変えていくのであれば意匠法の改正というところでしっかりと対応していくべき事項かと考えておりますので、そこはこの小委員会が継続されてワーキンググループで上がってきた意見とのすり合わせをしながら検討がなされていくという理解でよろしいでしょうか。

○山田制度審議室長 おっしゃるとおりでございます。

○林美和委員 ありがとうございます。

あととても細かいことなのですが、ハーグのことで御質問させていただいてもよろしいですか。今、最終的に日本では結局OHIMとかがやっているマルチプルデザインというか、一つのロカルノクラスであればたくさん意匠を一つの出願に入れられるというような考え方ではなく、複数意匠一括出願制度というような形で考えていらっしゃると思うのですが、その場合はやはりロカルノクラスが同一でなければならないというような縛りは当然にないという理解でよろしいですか。

○山田意匠制度企画室長 国際出願の話ですか。

○林美和委員 そうです、はい。

○山田意匠制度企画室長 国際出願は協定上決められておりますので、ロカルノのクラスが同一でなければ100意匠を込めることができないとなっております。例えば1出願の中にクラスが異なっている場合には国際事務局から、それはクラスに属していない意匠が

あるというような通知が行くとお聞きしております。

○林美和委員 そうしますと、組物を今保護を認める方向で検討されているかと思うのですが、ロカルノが違うものが一つの組物の中に入っているものというのがありますね。それは具体的に今どのような形で保護することをお考えなのでしょうか。

○山田意匠制度企画室長 こちらにつきましては、現段階におきましては、例えば何回か前にも申し上げたかと思えますけれども、一例を申し上げますと、テレビとテレビ台セットは我が国においては1意匠として認められておりますが、これは上半分のテレビが実は家電製品のクラス14、下の方の台が実はクラスの6、家具ということで分けられてしまうというところがございます。しかしながら、これはロカルノ協定の担当者の方にはもう申し入れてございまして、検討していくということをお願いしております。それがいつになるかは別としまして、我が国のみならず実は韓国の方でも同じような問題を抱えてございます。ですので、各国が1意匠と考えてほしいものについての意見募集がもうしばらくするとかかるというふうにお聞きしておりますので、これによって対処していきたいとは長期的には思っております。しかしながら、現段階でどうするのかといったことにつきましては、1意匠として扱っていただきたいという場合には、国内の方へ直接出願していただくことになるとは思っております。

○林美和委員 わかりました。

もう一つ、ハーグ協定ルートで日本に入ってきたものに対するオフィスアクションについては、できれば日本語の翻訳文をつけていただきたいという御要望を出させていただいております。これというのも、当初はそんなものは必要ないかなという考えもあったのですが、最終的に私どもで特許庁さんに応答する際には結局日本語で意見書を作成して提出するわけですので、できれば審査官の方のお考えになっている日本語ですとか表現、意匠の態様に関する表現等を一致させた内容で意見書を作成した方が、よりコミュニケーションもスムーズに行くのではないかという観点から日本語の翻訳文をできればつけていただきたいという要望をさせていただきました。

この点で一つ質問なのですが、当然に拒絶理由等というのは英語で作成されると思うのですが、それというのは審査官が日本語で作られたものを翻訳して出すのか、それとも最初からもう英語で起こすことを想定をされているのかというのは、もう大体具体的にどこところというのは決まっていらっしゃるのですか。

○山田意匠制度企画室長 今ちょうど検討しているところでございまして、明確にはお答

えはできないのですけれども、決まっている事としましては、国際事務局に提出する拒絶通報、保護認容声明は英語で出すこととなりますので、審査官の庁内手続的な労力、コスト、それを審査のスピードを維持しながらやる方法を今ちょうど検討しているところでございます。併せて林委員から御要望のあった日本語翻訳文を拒絶通報等々に添付することにつきましてもユーザーの皆様方の手続の簡便さ、それから理解が進むようにというところで、少し他法の運用を見習いまして引き続き検討させていただき、ワーキンググループ等々で御報告を差し上げたいというふうには思っております。

○林美和委員 では、もしも日本語で作ったものを英語に訳して出すということであれば元々の日本語が多分あると思うのでお出しいただくことはそんなに大変ではないと思いますので、もしもそうなった場合には是非前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○大淵委員長 いろいろ質問事項等いただきましたけれども、ほかに特にございませんでしょうか。

先ほどの報告書案、資料2でございますけれども、これについて各委員からも修正意見はございませんでしたので、本小委員会としましては本報告書案の取りまとめと、それからパブリックコメントでいただいた主な意見に対する考え方については御了解を得られたものと考えます。

なお、報告書等の公表に当たって技術的な修正などが必要になった場合につきましては、委員長である私に御一任いただければと思いますが、皆様、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、本小委員会といたしましては、本報告書案について御了解をいただいたものと認めます。本案をもって本小委員会の報告書といたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

本報告書の取りまとめに当たりまして、委員の皆様におかれましては、これまで長い間、非常に熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本報告書につきましては、今後特許庁のホームページ等で公表する予定でございますが、具体的な公表の時期につきましては知的財産分科会、他の小委員会の検討状況等を踏まえ、委員長である私と事務局とで調整させていただきたいと思っております。

最後に、本報告書の取りまとめに当たって事務局を代表して木原特許技監から一言いただきたいと思えます。

○木原特許技監 特許技監の木原でございます。本日の本小委員会報告書を取りまとめるに当たりまして、本来であれば長官の羽藤の方から御挨拶を申し上げなくてははいけないところでございますが、あいにく本日は不在でございますので、私の方から一言挨拶を申し上げます。

本小委員会、平成23年12月からということで、足かけで言うと4年ということになりまして、全11回にわたって非常に熱心に御議論いただきました。我が国企業のデザインの国際的な活用を後押しするためにハーグ協定ジュネーブ改正協定の加入に向けた対応、また画像デザインの保護の在り方につきまして御議論をいただいてまいりました。非常に難しい論点も数多くございましたけれども、委員の皆様のお力で本日、このような充実した内容の報告書を取りまとめていただくことができました。御多忙の中、全体をまとめていただきました大淵委員長をはじめ委員の皆様にご心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

本日取りまとめていただきました報告書の内容をしっかりと実現していかなくてはいけないわけございまして、ハーグ協定のジュネーブ改正協定につきましては政府内関係部署とも調整の上、協定を実施するために必要な法的措置を速やかに講じてまいりたいと考えております。また画像デザインの保護の在り方につきましては、引き続き本委員会のもとに設置されております審査基準ワーキンググループにその場を移して検討することとなりましたけれども、ユーザーの皆様のごニーズ等を踏まえて、また本日も委員の皆様からいろいろな御懸念の話もありましたので、そういう御懸念もしっかりと払拭できるように、スピードを緩めることなく検討を深めてまいりたいと思えます。

繰り返しになりますけれども、委員の皆様には、これまで御議論いただいたことに対しまして厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○大淵委員長 ありがとうございました。

それでは、産業構造審議会知的財産分科会第3回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日も御熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。皆様、お疲れ様でした。

閉 会

以上

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁総務部総務課制度審議室

TEL : 03-3581-1101 内線2118

FAX : 03-3501-0624

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)